

2026（令和8）年度
神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻
入学試験 試験問題

法律科目〔 民法・会社法 〕

第1問〔50点〕（答案用紙の試験科目欄には「民法」と記入してください。）

甲土地と乙土地は隣り合う土地であり、Aが甲土地を所有しその旨の登記を備える一方で、Bが乙土地を所有しその旨の登記を備えていたところ、2013年5月1日、Aは、乙土地に自らが所有する物置を設置して乙土地の使用を開始した。これに先立ち、Aは、甲土地の登記を確認するとともに、現地にて甲土地と乙土地の状況を確認していたが、甲土地の登記や現地の状況から乙土地が甲土地とは別個の土地であることを認識することは客観的にみて著しく困難であったため、Aは、乙土地の使用を開始した時には、乙土地を甲土地の一部であるものと信じていた。以後、現在に至るまで、Aは、乙土地の使用を継続している。

2025年8月10日、Cは、Bに対して、弁済期を5年後とする約定で500万円を貸し付け、同日、Bとの間で、その貸金債権を担保する目的で乙土地につき抵当権者をCとする抵当権設定契約を締結するとともに、この抵当権につき抵当権設定登記を備えた。これに先立ち、Cは、現地にて乙土地の状況を確認した際にAが乙土地を使用していることに気づいてAに事情を聴き、Aが2013年春ごろから乙土地を使用していることを知ったが、乙土地の登記を確認するなどしてAが使用している乙土地がBが所有するものであることに間違いはないものと考え、乙土地につき抵当権の設定を受けることとした。

Aは、Cからの事情聴取をうけて、2025年9月5日、自らが使用する乙土地が甲土地の一部ではないことに気づいた。

以上の事実を前提として、2025年10月1日、Aは、Cに対し、C名義の抵当権設定登記の抹消登記手続をするよう請求した。Aの請求の根拠を説明したうえで、こうしたAの請求が認められるかどうかを検討しなさい。

第2問〔50点〕（答案用紙の試験科目欄には「民法」と記入してください。）

2025年5月10日、Aは、Bに対してAの所有する甲土地を1000万円で売却する旨の契約を締結した。同日、Aは、Bから1000万円の支払を受けるとともに、Bに甲土地を引き渡した。もつとも、その際に、甲土地についてAからBへの所有権移転登記はされなかった。なお、甲土地の価額は、2025年5月10日において1000万円であり、その後も変動していないものとする。

2025年9月10日、Aは、Cに対して、甲土地を500万円で売却する契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した。同日、AはCから500万円の支払を受け、甲土地についてAからCへの所有権移転登記がされた。なお、本件売買契約の締結の時点で、Aは、複数の金融機関に対して合計約1500万円の借入金債務を負担していたところ、Bから支払を受けた1000万円もすでに費消し、他にめぼしい財産を有していなかった。また、本件売買契約の締結の時点で、Cは、甲土地の価額が1000万円程度であることのほか、Aが複数の金融機関に対して多額の借入金債務を負担していること、Aが甲土地の他にめぼしい財産を有していないことを知っていた一方で、本件売買契約に先立ってAがBに対して甲土地を売却する契約を締結していたことは知らなかった。

2025年11月10日、上記の事情を知ったBは、Cを被告として、裁判所に、①本件売買契約を取り消すとともに、②甲土地についてAからCへの所有権移転登記の抹消登記手続をすることを請求する訴えを提起した。Bの請求の根拠を説明したうえで、こうしたBの請求が認められるかどうかを検討しなさい。

第3問〔50点〕（答案用紙の試験科目欄には「会社法」と記入してください。）

次の問題文を読み、（1）（2）の各小問に解答しなさい。

公開会社である甲株式会社（上場会社ではなく、株券発行会社ではない）には、株主A（45%）、B（30%）、C（25%）がいる。甲社の取締役はA、B、Cであり、Aは代表取締役である。甲社において、問題文に書かれた以外に、会社法の定めを改める定款規定は設けられていない。

甲社において、AとBの対立が激化し、多くの困難に直面したため、Cは、自らの保有する全ての株式をDに譲渡し、甲社の経営から手を引こうと考え、Cの保有する株式全てをDに譲渡する旨の契約を、Dとの間で締結した。

（1）Dが株主名簿の書き換えを失念したまま、次年度の定時株主総会が到来した。ここで、Cの後任としてQを選任することについて異論はなかったが、Bを再任するか、Bを退任させ、Pを選任するかについてAとBとの間で対立があり、Cが議決権を行使し、AとCの賛成によりBは再任されず、PとQが取締役として選任された。

Bが、Pを取締役に選任する旨の決議について、株主総会決議取消しの訴えを提起した場合、Bの請求は認められるか。

（2）上記の問題文中、甲株式会社が公開会社でない株式会社であり、取締役会設置会社であったとする。

CがDに株式を譲渡する旨の契約を締結した後、DがCと共同して甲社に対し譲渡承認請求を行った。そこで、これを承認するか否かを決める会議が、A、B、Cの3名出席のもと行われ、AとCが賛成し、Bが反対したため、譲渡は承認された。

このとき、CとDのいずれが株主となるか。承認に反対するBがとりうる法的手段をとったことを前提に論じなさい。

2026（令和8）年度
神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻 入学試験
試験問題「出題の意図」

法律科目〔 民法・会社法 〕

第1問（民法）

本問は、不動産の所有権を時効取得した者による、時効完成後の第三者である抵当権者に対する、所有権に基づく妨害排除請求が認められるかを問うものである。ここでは、不動産の所有権を時効取得するための要件が満たされていることを確認したうえで、この所有権の取得をその登記なくして時効完成後の第三者に対して対抗することができるかを、背信的悪意者排除の法理をふまえて、事案に即して検討することが求められる。

第2問（民法）

本問は、不動産の二重譲渡の事例を素材としつつ、第一譲受人（債権者）が、第二譲受人（受益者）を被告として、裁判所に詐害行為取消請求をすることができるかを問うものである。本問では、まず、上記請求の根拠が、詐害行為取消権であり、この権利に基づいて、①詐害行為の取消しとともに、②受益者への逸出財産の返還を請求することができること（民法424条の6第1項前段）を指摘することが求められる。そのうえで、受益者に対する詐害行為取消請求が認められるための要件とその内容を、根拠条文を示しつつ明らかにするとともに、本問においてその要件を満たすかどうかを丁寧に検討することが求められる。

第3問（会社法）

本問は、名義書換未了の株主が議決権行使をした場合の法律関係を問う（小問（1））とともに、譲渡制限株式会社について、承認機関の特定、特別利害関係の判断、取締役会決議の効力の論述を通じて譲渡承認決議の効力を問う（小問（2））。いずれも会社法の基本問題であり、基礎的な制度理解、条文検索・条文解釈、問題発見能力を問うとともに、思考プロセスの論理的かつ明確な論述を求めるものである。

2026（令和8）年度
神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻
入学試験 試験問題

法律科目〔 憲法・刑法 〕

第1問〔50点〕（答案用紙の試験科目欄には「憲法」と記入してください。）

2024年の都知事選挙については、ポスター掲示場に関する様々な問題がニュース等で取り上げられた。例えば、掲示場に掲示する権利を有償で候補者以外に「販売」したに実質的に等しい事例、誹謗中傷との指摘を受けるような内容のポスター・全裸の人物や描かれたポスターが貼られた事例などがあり、その是非が議論になった。

このような状況を受けて、国会は、公職選挙法に144条の4の2を追加するなどの法改正を行った（2025年4月2日公布、5月2日施行）。144条の4の2第2項では、掲示場に掲示するポスターには、「他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも当該掲示場に掲示される当該ポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならない」と定められた。

144条の4の2第2項と同様の規制は、従前から政見放送については課されていた。そのうち「特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者」については100万円以下の罰金が罰則として定められていたところ、144条の4の2第2項についても同様に定められた（235条の3第2項）。

なお、公職選挙法は、「選挙運動」について様々な定めを置いている。

「選挙運動」はいわゆる選挙期間にしか行うことができず、事前運動や当日運動は禁止されている（公職選挙法129条）。また、選挙期間中においても、どのような選挙運動が許されるのか、どの程度の量の選挙運動が許されるのか等について細かく規定されている。ビラ配布を例にとると、どのようなサイズのビラを何枚、どのように配布できるのかなどが定められている（142条）。文書図画の掲示についても、どこに掲示できるか、何枚掲示できるかなどが定められている（143条以下）。他方、「選挙運動」の費用の多くは国費で負担される。

〈問題〉公選法144条の2第2項の合憲性について論じなさい。なお、合憲性を判断するために考慮すべき判例があれば必ずそれに言及すること。

第2問〔40点〕（答案用紙の試験科目欄には「刑法」と記入してください。）

以下の【設問1】【設問2】のいずれにも解答せよ。【設問1】は所定の解答用紙の表面に、【設問2】は裏面に解答すること。いずれも1頁（片面の半分程度）を目安とすること。

【設問1】

いわゆる共犯関係の解消につき、窃盗罪の共同正犯を素材に、具体例を挙げつつ、それが問題となる要件、その判断方法を説明せよ。

【設問2】

横領罪における「横領行為」について、その意義を明らかにし、同要件が否定される場合を、判例を踏まえつつ指摘せよ。

第3問〔60点〕（答案用紙の試験科目欄には「刑法」と記入してください。）

以下の事実における甲の罪責を論じよ（特別法違反の点は除く）。

- 1 甲が公道を歩いていたところ、目の前を歩く A がズボンのポケットから財布を落としたのを目撃した。甲は、落とし物に気づかない A が約 50 メートル先の交差点を左に曲がり、その姿が見えなくなったのを確認した上で、財布を拾い上げた。甲は、その中身を改めて、現金 2 万円が在中していることを確認した上で、財布を自己のポケットに入れた。甲が財布をポケットに入れたのは、A が財布を落としてから約 2 分後のことであったが、その時点で A は財布を落とした場所から約 120 メートル進んでおり、本件場所と A の所在地とは互いに見通すことはできなかった。甲が財布をポケットに入れてから 5 分後、A は財布を落としたことに気付いたが、どこに財布を落としたのかを想起することもできなかった。
- 2 自転車で走行中の B は、この一部始終を見ており、甲に対して「おい、それはお前のではないであろう。」と声をかけ、財布を盗んだことを認めない甲との間で言い合いとなった。B の執拗な詰問にかつとなった甲は B の顔面を殴打してその場を走り去った。
- 3 B は、甲に対して「停まれ！」と叫びながら、自転車で甲を追いかけた。甲が立ち止まる気配がなかったことから、当初の地点から 50 メートルほど進んだ場所で、自転車に乗ったまま水平に伸ばした右腕で、後方から甲の首付近を強く殴打した。甲は、この B の攻撃によって前のめりに倒れたが、即座に起き上がって体勢を整えると、なおも攻撃を加えようとする B に対して、その自転車部分を強く蹴倒して、B を転倒させた。B は、転倒した拍子に、右手首を捻挫するなどの加療 1 週間程度の傷害を負った。

2026（令和8）年度
神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻 入学試験
試験問題「出題の意図」

法律科目〔 憲法・刑法 〕

第1問（憲法）

本問は、実際の公職選挙法2025年改正を素材として、選挙運動規制の憲法適合性をどのように論じるべきか、問うものである。当該改正の背景となった都知事選挙については大きく報道されたところであり、日頃から社会的関心は強く持つておいてもらいたい。また、憲法を学ぶ際には公選法など憲法附属法についても、基本的知識は身に付けておいてもらいたい。

選挙運動規制については、表現の自由に関する問題として論じられてきた。本問を解く場合も、表現の自由の法理に関する基本的知識を使って解いてもらいたい。また、選挙運動規制に関するリーディングケースとしては、戸別訪問に関する判例がよく知られている。伊藤正己補足意見を含めて、重要基本判例に関する正確な理解に基づいて、解いてもらいたい。これらの基本的知識・基本的理解を踏まえ、本問の事案に即して具体的に検討することが求められている。

第2問（刑法）

【設問1】は、いわゆる共犯関係の解消につき、窃盗罪の共同正犯を素材として、具体的な問題状況、それに対する解決方法とその要件上の位置づけを理解できているかを確認する趣旨の出題である。

【設問2】は、横領罪につき、その横領行為の定義を述べ、不法領得の意思の内容を踏まえつつ、特に本人のためにする場合にそれらが否定されることを理解し、説明できるかを問う趣旨の出題である。

第3問（刑法）

事例問題を通じて、刑法総論の基本問題である、占有の有無、正当防衛の成否についての基本的理解を確認する趣旨の問題である。占有の有無については、元々の持ち主が落とした直後の財物の拾得につき、なお占有が失われていないかを適切に検討することが求められるところ、時間的場所的には近接しているものの、拾得物の所在と元々の持ち主の所在とが互いに見通すことはできない関係にあったとの事実をどのように評価するかが重要となる。正当防衛の成否については、最決平成20・5・20刑集62巻6号1786頁を踏まえ、自招侵害の検討が求められる。

2026（令和8）年度
神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻
入学試験 試験問題

法律科目〔 行政法・民事訴訟法・刑事訴訟法 〕

第1問〔50点〕（答案用紙の試験科目欄には「行政法」と記入してください。）

Xは、Y県知事より、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」又は「法」という。）14条1項の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者である。

Y県の担当部局は、Xが他の業者に名義貸しをしており、法14条の3の3に違反している疑いがあるとして、対応を執ることにした。

以上を前提として、次の設問に答えなさい。廃掃法の関係規定は、後掲の【資料】に掲げてあるので、適宜参照しなさい。なお、Y県には、行政手続法と同じ内容の行政手続条例が施行されているものとする。

設問

1. Y県知事は、法19条1項に基づき、Y県の担当職員Aに、Xの事務所への立入検査を命じた。Aは、Xの事務所に赴き、Xに対し、身分証明書を提示した上で、これから法19条1項に基づく立入検査を行うと告げ、事務所内に立ち入らせるように求めた。しかし、Xはこれを拒否し、事務所の前に立ち塞がって、Aを事務所内に立ち入らせなかった。この場合において、Aは、必要最小限度の実力を行使してXを排除し、事務所内に立ち入ることができるか。
2. Y県知事は、Xが名義貸しをしており、法14条の3の3に違反していることが確実であり、かつ、情状が特に重いと的心証を得て、Xに対し、法14条の3の2第1項5号に基づき、許可の取消しをすることにし、Xの意見陳述のための手続を執ることにした。この場合について、次の(1)から(3)の問に答えなさい。
 - (1) Xの意見陳述のための手続については、Y県知事が行うにもかかわらず、Y県行政手続条例ではなく、行政手続法が適用される。その理由を、行政手続法の規定を摘示して、簡潔に述べなさい。
 - (2) Xの意見陳述のための手続として、Y県知事は、聴聞又は弁明の機会の付与のいずれの手続を執らなければならないか。行政手続法の規定を摘示して、簡潔に答えなさい。

- (3) Xの意見陳述のための手続において、Y県知事は、許可の取消しの理由として、Xが名義貸しをしており、法14条の3の3に違反している事実が認められ、かつ、情状が特に重いと認められるため、法14条の3の2第1項5号に該当するとの説明をし、Xも、そのことを理解した上で、自己の意見を陳述した。その手続が終結した後で、Y県知事は、Xの許可を取り消した。Y県知事は、取消しの理由は意見陳述のための手続において説明したものと同一であり、Xもそれをよく理解していたと考えて、Xに送付した許可取消処分通知書においては、処分の理由として、「意見陳述のための手続においてご説明したとおりです。」とのみ記載した。この記載の問題点を、行政手続法の規定を摘示しながら論じなさい。

【資料】廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（抜粋）

（産業廃棄物処理業）

第14条 産業廃棄物（中略）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（中略）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。（後略）

2～17 （略）

（事業の停止）

第14条の3 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 違反行為（注）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

二、三 （略）

（注）違反行為とは、この法律又はこの法律に基づく処分に違反する行為をいう。

（許可の取消し）

第14条の3の2 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一～四 （略）

五 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。

六 （略）

2～4 （略）

(名義貸しの禁止)

第14条の3の3 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、自己の名義をもつて、他人に産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

(立入検査)

第19条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者(中略)の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所(中略)に立ち入り、廃棄物(中略)の保管、収集、運搬若しくは処分(中略)に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ(中略)ることができる。

2 (略)

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～七 (略)

八 第19条第1項(中略)の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 (略)

第2問 [50点] (答案用紙の試験科目欄には「民事訴訟法」と記入してください。)

以下の事例を読んで、全ての問いに答えなさい。なお、各問いは独立している。

令和7年11月1日、X銀行(代表取締役A)は、株式会社Y(代表取締役B)を被告として、500万円の支払いを求める訴えを提起した(以下「本件訴訟」という。)。なお、Xは、本件訴訟提起後速やかに、株式会社Z(代表取締役D)に対して訴訟告知をしている(a)。

本件訴訟の第一回口頭弁論期日において、Xの訴訟代理人弁護士Cは、訴状に基づき、次のように主張した。①Xは、Zに対し、履行期を徒過した500万円の貸金債権を有している、②Zは、無資力である、③Zは、Yに対し、令和5年4月1日に締結された建物請負契約(以下「本件契約」という。)に基づく1000万円の請負債権を有する、④よって、Xは、Yに対し、本件契約に係る請負債権1000万円の一部である500万円の支払を求める。

同期日においてYの訴訟代理人弁護士Eは、①及び②については知らない、③は認める、と主張した上で、⑤本件契約に係る建物の瑕疵に基づくYのZに対する600万円の損害賠償債権とXの主張する債権を対当額で相殺する旨を主張した。それに対して、Cは、建物に瑕疵はなく、YのZに対する損害賠償債権は存在しないと主張した。

【設問】

- (1) 本件訴訟の訴訟物は何か、説明しなさい。
- (2) Xは、本件訴訟の訴状において、民事訴訟法134条2項1号の要件を満たすために、どのような事実を記載しなければならないか、説明しなさい。
- (3) Xが、下線部(a)にかかる行為をすることの根拠条文を挙げなさい。条文を挙げるのみでよい。
- (4) Eが、③を認めたことの訴訟法上の効果を説明しなさい。
- (5) Cが、①の事実を主張している理由は何かを説明しなさい。また、もし裁判所が、審理の結果、①の事実が認められないとの心証を得た場合、どのような終局判決をすべきかを説明しなさい。
- (6) 裁判所が、審理の結果、①から⑤の全ての事実が認められるとの心証を得た場合、どのような終局判決をすべきかを説明しなさい。

第3問〔50点〕（答案用紙の試験科目欄には「刑事訴訟法」と記入してください。）

次の〔事例〕を読んで、〔問題〕に解答しなさい。

〔事例〕

令和6年3月15日午後11時頃、K警察署に、K市N区のコンビニエンスストア甲店において強盗事件が発生したとの110番通報があった。通報から10分後、K署の司法警察員P、Qらが甲店に到着した。通報した甲店店員Vは、「来店した男が『金を出せ。』と包丁を向けて脅してきた。怖くなってレジ内の現金10万円を渡した。男は現金を受け取るとすぐに逃走した。男はマスクや覆面をしていなかったから、防犯カメラで顔を確認できると思う。」と供述した。そこで、Pらが甲店店内の防犯カメラの映像を確認すると、Vの供述通りに行動する男の容ぼうと服装を鮮明に確認することができた。

Pは、犯人の行方を捜して、甲店周辺の巡回を開始した。3月16日午前7時30分、Pは、甲店から約5キロ離れた公園でXを発見した。防犯カメラの映像の男とXの容ぼう及び服装が完全に一致していたことから、PはXが犯人であるとの疑いを強め、事情を尋ねたところ、Xはその場から逃走した。そこで、PはXを追いかけて、5メートルほど走ったところで、Xの身柄を確保した。午前7時35分、Pは、同所にて、理由を告げてXを上記強盗の事実で緊急逮捕し、犯罪事実の要旨等の所定事項を告知したうえ、弁解の機会を与えた。

その後、PはXをK署に連行し、午前8時から10時までの間、Xの取調べを行った。午前10時30分、Pは緊急逮捕状を請求し、その発付を受けた。その後、午後6時にXは検察官に送致された。これを受けて、検察官は、3月17日午前11時、上記強盗の被疑事実でXの勾留を請求した。

他方で、Qは、事件当日、甲店においてVの事情聴取を続けていた。その際、Vは、「Xがレジに来て、包丁を出した時、とっさにスマホで録音を開始した。」と述べた。Vのスマートフォンには、「おい、金を出せ。出さないと痛い目みるぞ。」というXの供述が録音されていた。

〔問題〕

- (1) 下線部の勾留は認められるか。なお、勾留の理由と必要はあるものとする。
- (2) 公訴提起後、検察官が立証趣旨を「Xによる犯行」として、下線部の録音の証拠調べを請求した場合、当該録音は伝聞証拠にあたるか。

2026（令和8）年度
神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻 入学試験
試験問題「出題の意図」

法律科目〔 行政法・民事訴訟法・刑事訴訟法 〕

第1問（行政法）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律を素材として、個別法の条文を正確に読みとることができるか、それを行政手続法の規定に当てはめることができるか、を問う出題である。

第2問（民事訴訟法）

本問は、債権者代位訴訟の事例について、民事訴訟の基本原則や、一部請求と相殺の抗弁の関係についての理解を確認する問題である。設問（1）では、債権者代位訴訟において一部請求がされた場合の訴訟物の理解を問うている。設問（2）では、民事訴訟の当事者及び当事者が株式会社である場合の会社代表者の訴訟上の地位についての理解を問うている。設問（3）では、民法423条の6の理解を問うている。設問（4）では、裁判上の自白についての理解を問うている。設問（5）では、原告適格についての理解を問うている。設問（6）では、一部請求訴訟において相殺の抗弁が主張された場合の処理の理解を問うている。

第3問（刑事訴訟法）

問題（1）では、違法な逮捕に引き続き行われた勾留請求が認められるか否かを尋ねた。勾留の実体的要件が認められるとしても、なお勾留請求が却下されることの有無、その判断基準を示した上で、本件における事実関係のもとで、勾留が認められるか否かを具体的に検討することが求められる。

問題（2）は、伝聞証拠の定義を正確に理解しているかを問うものである。録音過程は機械によるものであり、いわゆる供述過程が含まれる余地はないとしても、録音対象それ自体の供述過程が録音によりなくなるわけではない。そのことを踏まえて、下線部の録音が伝聞証拠にあたるか否かを事案に即して検討することが求められる。

2025（令和7）年11月23日実施

2026（令和8）年度

神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻

入学試験 試験問題

科目〔 小論文 〕

問題

次の資料は、紛争で生じた犠牲者や難民に対する人道支援活動を、紛争当事者以外の第三者が行う際に生じる、「中立の原則」をめぐる問題について論じたものである。資料にあるとおり、「中立の原則」とは、国際赤十字によれば、人道支援活動を行う者が、「すべての人からいつも信頼を受けるために、戦闘行為の時はいずれの側にも加担せず、また、いかなる場合にも政治的、人種的、宗教的または思想的性格の論争には参加しない」との原則をいう。

以上を踏まえて、問1、問2に答えなさい。

なお、資料中の見出し、文章の一部などを省略したほか、必要と思われる箇所には注の付記、表記の変更等を行った。資料にある下線部は、注を付記した箇所を表す。

問1

「中立の原則」について、上記の内容をより具体的に説明したうえで、人道支援活動を行う者がその原則を守ることの意義と、実際にその原則を貫徹することの難しさについて、800字以内で記述しなさい。

解答にあたっては、あなた自身の個人的な知識に基づいて記述するのではなく、資料に書かれている内容に基づいて記述すること。

問2

人道支援活動を行う者が「中立の原則」を常に守るべきだという考え方について、あなたはどうか考えるか。理由を明らかにしながら200字以内で自由に記述しなさい。

解答にあたっては、必ずしも資料に書かれている内容に基づいて記述しなくともよい。

（出典：野々山忠致『人道支援』（集英社、2007年））

2025（令和7）年11月23日実施

2026（令和8）年度
神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻 入学試験
試験問題「出題の意図」

科目〔 小論文 〕

本問は、紛争で生じた犠牲者や難民に対する人道支援活動を、紛争当事者以外の第三者が行う際に生じる、「中立の原則」をめぐる問題について論じた資料を読み、その内容を踏まえた記述の展開を求めるものである。その際には、性格の異なる2つの問いを通じて、以下の能力を測定することを意図している。

問1では、「中立の原則」の内容、意義、原則貫徹の難しさという3点につき、資料中に記載されている内容をまとめて記述することを求めている。この3点については、資料中で必ずしもこの順番で整理されて情報提供が為されているわけではない。それを3点にまとめた記述の作成を求めることで、資料の内容を正確に読解する能力、及び、その内容を与えられた観点にしたがって整理する能力を測定している。

問2では、「中立の原則」について取り得る立場のうちの1つにつき、理由を付けて説得的な議論を展開する能力を測定している。

2025（令和7）年8月29日実施

2026（令和8）年度
神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻 入学試験
試験問題「出題の意図」

法曹コース生特別入試（5年一貫型選抜）〔 口頭試問 〕

本試験は、法律基本科目（憲法・民法・会社法・刑法）について口頭試問を行うことにより、各受験者が、上記科目に関する基礎的知識、問題分析能力、論理的思考力、表現力を備えているかどうかを問うことを意図している。

2025（令和7）年8月31日実施

2026（令和8）年度
神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻 入学試験
試験問題「出題の意図」

社会人・他学部特別入試〔 口頭試問 〕

本試験においては、法学の専門知識を要しない 1000 字程度の文章を読解し、口頭試問冒頭にその要約を求め、その後、その内容理解を確認する試問、文章について批判的考察を求める試問を行うことで、長文読解能力、文章を要約する能力、批判的考察能力を評価することを意図している。

2026（令和8）年度 神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻
3年次生特別入試・法曹コース生特別入試（開放型選抜）
履修免除試験 試験問題

法律科目〔 行政法・民事訴訟法・刑事訴訟法 〕

第1問（答案用紙の試験科目欄には「行政法」と記入してください。）

Xは、Y県教育委員会に対し、銃砲刀剣類等所持法14条2項に基づき、自己所有の刀剣Aの登録を申請したところ、Y県教育委員会は、これを拒否する旨の決定（以下「本件決定」という。）をした。本件決定の通知書には、本件決定の理由として、①Aが外国製刀剣であること、②Xがアルコールの中毒者であることが記載されていた。

以上を前提に、次の(1)～(4)の問に答えなさい。なお、解答にあたっては、【資料】にある関係法令を適宜参照しなさい。また、銃砲刀剣類所持等取締法に行政手続法の適用を除外する規定はないこと、銃砲刀剣類登録規則（以下「本件規則」という。）は適法であることを前提としなさい。

(1) 本件決定は、次に挙げる行政の行為形式のうち、いずれに該当するか。該当すると考える行為形式の定義を述べたうえで、その定義に本件決定が当てはまることを論じなさい。

【行政処分 委任命令 行政規則 契約 行政指導 行政調査】

(2) 本件規則は、次に挙げる行政の行為形式のうち、いずれに該当するか。該当すると考える行為形式の定義を述べたうえで、その定義に本件規則が当てはまることを論じなさい。

【行政処分 委任命令 行政規則 契約 行政指導 行政調査】

(3) 本件決定をするに当たっては、どのような事前手続を履践しなければならないか。行政手続法上の規定を摘示しつつ、簡潔に理由を付して答えなさい。

(4) 本件決定の理由が①または②の一方のみであった場合、本件決定は実体的要件を満たすものであるといえるか。関係法令の規定を挙げつつ、①のみの場合と②のみの場合について、それぞれ検討しなさい。

【資料】

○ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）

（趣旨）

第1条 この法律は、銃砲、刀剣類等の所持、使用等に関する危害予防上必要な規制について定めるものとする。

（登録）

第14条 都道府県の教育委員会……は、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとする。

2 銃砲又は刀剣類の所有者……で前項の登録を受けようとするものは、文部科学省令で定める手続により、その住所の所在する都道府県の教育委員会に登録の申請をしなければならない。

3 第1項の登録は、登録審査委員の鑑定に基いてしなければならない。

4 略

5 第1項の登録の方法、第3項の登録審査委員の任命及び職務、同項の鑑定の基準及び手続その他登録に関し必要な細目は、文部科学省令で定める。

○ 銃砲刀剣類登録規則（昭和33年文化財保護委員会規則第1号）

（登録審査委員）

第2条 法第14条第3項の登録審査委員は、銃砲又は刀剣類に関し学識経験のある者のうちから都道府県の教育委員会が任命する。

第3条 登録審査委員は、都道府県の教育委員会の指示を受けて、火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定の職務に従事する。

2 登録審査委員は、鑑定にあたっては、次条の鑑定の基準に従って公正に行なわなければならない。

（鑑定の基準）

第4条 略

2 刀剣類の鑑定は、日本刀であつて、次の各号の一に該当するものであるか否かについて行なうものとする。

一 姿、鍛え、刃文、彫り物等に美しさが認められ、又は各派の伝統的特色が明らかに示されているもの

二 銘文が資料として価値のあるもの

三 ゆい緒、伝来が史料的价值のあるもの

四 前各号に掲げるものに準ずる刀剣類で、その外装が工芸品として価値のあるもの

第2問（答案用紙の試験科目欄には「民事訴訟法」と記入してください。）

以下の設問に答えなさい（各設問は、相互に独立している）。

(1) 当事者適格とは何か、当事者能力との相違点に留意しつつ、説明しなさい。

(2) Xが、Zに対して1000万円の甲土地売買代金債権（以下「本件XZ債権」という）を有しておりZが無資力であること、ZがYに対して1000万円の貸金債権（以下「本件ZY債権」という）を有していることを主張し、本件ZY債権を訴求する訴え（以下「本件前訴」という）をYを被告として提起し、Zに遅滞なく訴訟告知をしたが、Zの参加のないまま本件前訴について請求棄却判決（以下「本件判決」という）が出て確定した後に、ZがYを被告として本件ZY債権を訴求する訴え（以下「本件後訴」という）を提起し、本件後訴の中で、ZがXから甲土地を買受けた事実はなく本件XZ債権がそもそも不存在であることが判明した場合、本件判決の既判力は本件後訴に及ぶか。理由を付して論じなさい。

(3) 以下の見解の当否を理由を付して論じなさい。「AがBを被告として、自らがBに対して有すると主張する1000万円の貸金債権を訴求する訴えを提起し、この訴訟の中で、AがCに既に当該貸金債権を譲渡していたことが判明した場合、Aは当該訴訟の訴訟物たる権利関係の主体ではないことになり、当事者適格を欠くことになるので、裁判所はAの訴えを却下する判決を出すべきである。」

第3問（答案用紙の試験科目欄には「刑事訴訟法」と記入してください。）

次の〔事例〕を読んで、〔設問〕に解答しなさい。

〔事例〕

令和7年3月9日、H県警察K警察署のもとに、Aから「近々、Xが大量の大麻を仕入れて売りさばこうとしている。」との情報提供があった。Aは、大麻所持の罪により服役後、令和6年12月末頃出所したところ、令和7年3月8日にXから出所祝いの連絡を受けた。Aによると、Xは「出所おめでとう。近々、まとまった量の大麻を仕入れるから、誰か買手を紹介してくれないか。」と連絡してきたとのことであった。K署の警察官Pらは、この情報をもとに、Xを被疑者とする大麻密売事件について捜査を開始したが、Aの情報によっても、Xの住居や立ち回り先、大麻の隠匿場所等を把握することができなかった。

そこで、Pらは、おとり捜査を実施することにし、Aと相談の上、甲ホテルでAがPを大麻の買手としてXに紹介することを決め、同ホテルの一室を予約した。令和7年4月3日、Aは、Xに電話をし、買手が見つかったから、ホテルに来て会うよう連絡した。同月10日、甲ホテルの一室でAからPを紹介されたXは、「大麻を10キロ程度なら用意できる。ただ、他にも購入希望者がいそうなので、分量・値段は要相談だ。」と述べた。これに対し、Pは、「大麻10キロを購入したい。相場の1.2倍の代金を現金で支払う。また、今日と次回取引日の交通費も用意する。」と提案した結果、XP間で取引が成立した。

同月15日、取引のため、XとPらは再び甲ホテルの一室に会した。Xが、大麻10キロを室内に運び込んだところで、PらはXを大麻の営利目的所持の現行犯人として逮捕し、逮捕に伴い当該大麻を差し押さえた。

令和7年5月初旬、Xは、大麻の営利目的所持を内容とする大麻取締法違反の罪で起訴された。公判において、Xは、おとり捜査の適法性を争う中で、「令和7年3月8日、自分はAに対して『大麻の買手を紹介して欲しい』と言っていない。」と述べて、あくまでAの方から大麻の取引をもちかけてきた旨を主張した。そこで、検察官は、Xの当該供述の証明力を争うため、Aの証人尋問を請求した。証人尋問において、Aは、「令和7年3月8日、出所祝いの連絡に際し、Xは『大麻の買手を紹介してくれないか。』と言っていた。」と証言した。

〔設問1〕 本件おとり捜査は適法か。

〔設問2〕 下線部の供述は伝聞証拠にあたるか。

**2026（令和8）年度 神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻
3年次生特別入試・法曹コース生特別入試（開放型選抜）
履修免除試験 試験問題「出題の意図」**

法律科目〔 行政法・民事訴訟法・刑事訴訟法 〕

第1問（行政法）

法科大学院法学既修者コース入試の筆記試験の出題範囲に係る行政法の基礎知識が身についているか、基礎知識に即して個別法の仕組みを読み解くことが出来るか、を問う出題をした。

[合否判断の基準]

一般的な教科書で説明されている概念や制度を正確に理解しているか、一般的な概念や制度を踏まえて個別法の仕組みを読み解くことができるか、行政手続法などの通則的法律について適切な規定を指摘できているかを基準とした。

第2問（民事訴訟法）

当事者適格の基本的な事項についての理解を問うことを目的としている。

[合否判断の基準]

当事者適格の基本的な事項について、適切な理解が示せているかどうか、具体的な事案へのあてはめが適切になされているかどうかを基準とする。

第3問（刑事訴訟法）

〔設問1〕は、おとり捜査の適否を問うものである。おとり捜査の法的性質を明らかにした上で、最決平成16年7月12日刑集58巻5号333頁を踏まえ、本件おとり捜査の適否を具体的事実に基づいて判断する必要がある。

〔設問2〕は、伝聞証拠の定義を正確に理解しているかを問うものである。下線部の供述は、公判外におけるX供述を内容とするものであるところ、公判におけるX供述の信用性を弾劾するために用いられる場合、伝聞証拠にあたるか否かを検討することが求められる。

〔合否判断の基準〕

〔設問1〕については、おとり捜査の性質を踏まえて法的規律を適切に理解し、具体的事例に沿った検討ができているか否かを基準とする。〔設問2〕では、伝聞法則の趣旨を踏まえて伝聞証拠の定義ができているか否か、その事案へのあてはめが適切にできているかどうかを基準とする。